

## 書評

西崎緑著

## 『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』

A5判／292頁／定価5,000円＋税／勁草書房，2020年

陳 礼美

横浜市立大学教授

## 1. はじめに

アメリカのソーシャルワーク史では、慈善組織協会（COS）やセツルメント運動による専門的支援、障がい者の権利やノーマライゼーションへの功績、社会変革への闘いといった項目が挙げられるが、本書は、こうした支援者の歴史ではない、支援される当事者の視点に立った斬新な内容となっている。ソーシャルワークが黙殺した、主に黒人に対する制度的人種差別を解説し、その理由を膨大な史料を用いて解明した貴重な研究書である。

## 2. 歴史を通して黒人への制度的差別を知る

アメリカでの黒人への暴力に関するニュースは、日本でも頻繁に取り上げられている。2013年、「ブラック・ライブズ・マター」のハッシュタグ・キャンペーンにより、制度的人種差別への反対運動が広がった。2012年にトレイボン・マーティンさんが自警団員のジョージ・ジーマーマンに射殺され、ジーマーマンが正当防衛を理由に無罪となったことへの糾弾として始まった運動である。警官による黒人への暴力も続いており、2020年にミネアポリスで白人警官デレク・ショーヴィンが、ジョージ・フロイド氏の首を押さえつけて殺害した事件は記憶に新しい。

こうした黒人への不正と暴力は、今に始まったわけではない。本書の著者は、「偏見・差別によって自由・平等の市民権が実質化されないばかりか、生命の危険にさえ晒されたマイノリティの人々は、植民地時代から今日まで形を変えながら存在している」（p. 10）と「序章」で述べている。

第1章では、1619年、オランダ人からヴァージニア入植者に労働力として20人の黒人が売られて以来、制度的差別が根付いたことが説明されている。また、「キリスト教は神の前での平等をその教義としているが、植民地時代から今日まで大多数の米国人は、神の前での平等はこの世での平等を意味するものではない、という考えを受け入れてきた」（p. 14）。このため、黒人奴隷は「神に仕えるのと同様、地上の主人に忠実であれ」（p. 18）と白人の主人に仕えるよう求められた。

連邦政府からの離脱を求める南部州の阻止が目的だった南北戦争では、北部州は、民衆の支持を得るために奴隷解放を大義名分として掲げた。最終的にリンカーンが奴隷解放宣言を発布したものの、黒人に対する暴力は終わらなかった。

第2章では、初期のソーシャルワークが黒人への不当な扱いを黙認した様子、その理由が説明されている。ソーシャルワークの萌芽期は19世紀後半、中欧・南欧系移民の増加に伴い、労働・生

活環境の改善を目指してCOSやセツルメント運動が生まれた時代であるが、黒人への支援はほとんどなかった。黒人が「救済や慈善を与えてもその価値を理解できない」(p. 47)と考えられていたためである。

もう一つ、ソーシャルワークの成立過程にも問題があった。1915年、全米慈善矯正会議で、A.フレクスナー博士による「ソーシャルワークは専門職か?」という講演があったが、ここで目標とされたソーシャルワークは、科学的研究に基づいた「権威ある専門職」(p. 55)で、移民家族の窮状や子どもの問題のみを扱い、黒人やアジア系移民のような集団への憎悪、暴力を取り扱うものではなかった。

第3章では、大恐慌を機に、福祉国家形成に向けて連邦政府が大きく動いた時代について記述されている。ニューディール事業の一環として、1935年には社会保障法が成立し、ソーシャルワークにも、公的扶助を支援する専門的技術やスキル向上が求められた。第一次大戦中の兵士やその家族の支援、中流階級家庭のケアや支援も求められるようになり、専門領域が拡大された。

ただ、ここでも黒人は対象とならなかった。連邦緊急救済局内に黒人専門課が設置され、黒人向け社会事業学校の校長、フォレスター・ワシントンが任務についたが、白人と同じ就労機会、黒人向けの学校や医療機関の改善を求めた彼の提案が受け入れられることはなく、黒人の多くは失業保険制度や年金保険制度で対象外のままだった。

第4章で概説される冷戦期には、経済が発展し、中流層が拡大する中、一方では核戦争や共産主義の恐怖が国民に緊張を与えていた。第二次大戦中には、南部から多くの黒人が北西部の都市へ移住したが、戦後、最初に失業したのが彼らだった。職が見つからず、公的扶助に頼らざるをえなかったが、それを批判する白人も多く、黒人母子家庭が公的扶助を不正受給していると烙印を押す白人もいた。そうした状況の黒人家庭をソーシャルワーカーが守ろうとしなかったことが、1960

年代後半の福祉権運動で批判的となった。

第5章では、黒人社会が立ち上がった1960年代が取り上げられる。主要機関や団体から排除されていることに不満を覚えていた黒人のソーシャルワーカーが、全米黒人ソーシャルワーカー協会を立ち上げ、「如何なる手段を用いても」闘う姿勢を貫くブラック・パワーの考え方が推進された。白人も共闘するようになり、1970年代には、ソーシャルワークの組織にも影響が見られた。倫理綱領には人種差別根絶への取り組みが織り込まれ、専門職のカリキュラムでは、黒人学生が自らのイメージと能力を肯定的に捉えられるよう、黒人についての正しい歴史的認識や文化をテーマとする授業が設けられた。

### 3. 制度的差別に関わるソーシャルワーク

「ソーシャルワークの原罪は黒人を奴隷にし、経済的搾取を永遠に可能にする社会体制を構築し、それを当時の人々が当然のこととみなしたところにある」(p. 35)と著者が述べるとおり、米国のソーシャルワークは、制度的人種差別主義を基盤にしている。COSは「自作農のコミュニティーを理想とした自己コントロール可能な社会に復帰させること」(p. 23)を目指したもので、セツルメント運動も、「中流家庭をモデルとした『健全な家庭生活』を移民に学ばせよう」(p. 46)とするものだった。

ただ、制度的人種差別がソーシャルワークに限らず、多くの組織に浸透していたのも事実である。また、誰もが暴力にさらされる時代において、ソーシャルワークが黒人への差別と暴力に立ち向かえたかどうか不明である。クー・クラックス・クランが、黒人のみならず、マイノリティーを支援する白人にも危害を加えた時代に、残酷な光景を常に目にしていた当時のソーシャルワーカーには、できることが限られていた可能性もある。

さらに、ソーシャルワーカーの多くは女性であったため、彼女たち自身も制度的差別の対象

だった。女性参政権が認められたのは1920年であり、女性が家事労働と子どもの養育を行うことが当然とされていた時代、女性の公での発言や活動は許されておらず、富も政治的権力もすべてを男性が握っていた。

この時代の代表者は、セツルメント運動の先駆者ジェーン・アダムズである。アダムズは社会改良が社会統制により可能になると信じており、父親の不在が見られる黒人家庭の場合、家庭から始まる社会統制が無理だと考えていた (p. 48)。そのため、1930年代まで、彼女が建てたハル・ハウスでは人種分離が行われており、これについては非難されている。また、1901年の書簡「法の遵守」では、黒人へのリンチが法と秩序に反した、更なる暴力を迎合するものだと非難しながらも、リンチを受けた黒人がそれなりの犯罪（白人女性へのレイプ）を犯したのではないかと述べている。黒人について、当時の革新派の白人同様、当時の社会進化論や文明史論（文明の進化は野蛮人から教養人までの文化的な発展がある）のパラダイムを用いていたのである (Muhammad, 2010: 122-126)。

ただ、事業の運営管理面、黒人対象のサービスが困難を極めたことは看過できない。寄付や助成の獲得が難しく、白人利用者からも支援に反対があったからである (Hounmenou, 2012: 650-651)。また、アダムズは全米黒人地位向上協会の創設に積極的に関わり、黒人参政権や黒人女性の地位向上のためにも闘っている。アイダ・B・ウェルズやW・E・B・デュボイスなど、多くの黒人社会運動家たちとも友情を育んだ。

Crocker (1992) は、インディアナポリスの黒人コミュニティに建てられたセツルメント、フラナー・ハウスの分析で、「社会的統制や社会改革、抑圧やエンパワーメントなどの二元論は不十分であり、実際にはもっと複雑な状況だった」(p. 364) と述べている。実際、こうした複雑な状況の結果、黒人コミュニティでのレジスタンス文化が集団的アイデンティティーとして形成された。

こうして、制度的人種差別に対して、マイノリティー自らが闘ってきたわけだが、黒人やほかのマイノリティーに対する差別は続いている。トランプ政権時代にみたように、白人の特権 (white privilege) を守るためにマイノリティーへの抑圧が白人によって続けられている。本書では、white supremacy または白人至上主義という言葉を使っていないが、制度的人種差別は、白人から始まり、今もなお白人によって生かされ続けていることに問題の原点が見えてこない。マイノリティーのエンパワーメントも確かに重要だが、当事者ばかりが闘うのではなく、白人ソーシャルワーカー自らが責務を担う覚悟を示さなければならない。

この点は、日本のソーシャルワークを考える上でも参考となる。男性中心の日本の制度において、女性や外国人はパワーを奪われている。制度的差別は人種だけの問題ではなく他のマイノリティーも抑圧してきた。ソーシャルワークが自らの罪を問い直すためには、肌の色ではなく資源へのアクセスや政治的な影響力などで表される特権とパワーの比重を主な視点とすることだと考える。

本書は、アメリカ、そして日本の社会福祉全体について、ソーシャルワークの功罪と、当事者を中心とした今後の実践への道筋を示してくれる貴重な一冊である。アメリカではソーシャルワーク養成のカリキュラムに歴史的研究は重要だと位置づけられているが、実際に教えられている歴史は支援者の歴史のみに留まっており、当事者の声に耳を傾けてこなかった。これは、アメリカのアカデミアにおける就職やテニユア（昇進）で歴史的研究に対する評価が低いため、そのような研究を扱う研究者が少ない。著者のような研究者を多く輩出することがソーシャルワークにとって過去の功罪と向き合うことになるとも考える。

#### 引用文献

Crocker, R. H. (1992) *Social Work and Social Order: The Settlement Movement in Two Industrial*

*Cities, 1889-1930*. University of Illinois Press, p. 364.

Hounmenou, C. (2012) Black settlement houses and oppositional consciousness. *Journal of Black Studies*, 43 (6), 646-666.

Muhammad, K. G. (2010) *The Condemnation of Blackness: Race, Crime and the Making of Modern Urban America*. Harvard University Press, p. 380.

## リプライ

### 『ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか—制度的人種差別とアメリカ社会福祉史』 —書評に込えて—

熊本学園大学社会福祉学部教授 西崎 緑

最初に拙著を書評欄で取り上げてくださった『人間福祉学研究』編集委員の先生方と、丁寧な書評をご執筆くださった陳先生に心より感謝申し上げます。

さて本書は、アメリカ社会の人種差別、特に制度的に強固に存在してきた人種差別とソーシャルワークの関係をテーマとして、1968年までの歴史を執筆したものである。これまで日本の社会福祉研究者のアメリカへの関心は、ソーシャルワークの具体的方法論に関するもの、あるいはニューディール期以後の社会保障政策に関するものが多く見られるが、本書はアメリカのソーシャルワークを総体的に捉えて、その性格を把握しようと試みた。それは、1970年代に社会福祉を学んだ私自身の学習内容を再評価する意味でもあった。確かに科学的分析と現実的实践を得意とするアメリカのソーシャルワークの方法は、当時の私には魅力的であったが、それと同時に、日本での実践には今一つ馴染まない点があるとも感じてきた。そして、実際にアメリカでソーシャルワークはどの

ような機能を果たしたのか、誰にとって有効であったのか、それについて確かめたいと思ってきた。

以下に陳先生からのご指摘事項についてリプライを試みる。

(1) 誰もが暴力にさらされる時代においてソーシャルワークが黒人への差別と暴力に立ち向かえたのか？

アメリカ社会に現れる暴力については、先住民への攻撃、為政者への異議申し立て手段、集団間の暴力抗争、秩序維持の暴力など様々な意味で解釈される<sup>1)</sup>。しかし陳先生の仰る「暴力」とは、おそらくリンチを筆頭にイメージされたものではないだろうか。確かに本書が中心的に扱った時代(20世紀前半)の南部社会では、映画化された小説『アラバマ物語』に描かれたように、黒人の味方をする白人への圧力、制裁、嫌がらせが見られたことは事実である<sup>2)</sup>。しかしソーシャルワーカーたちは、果たして暴力のために口を噤んでいたのだろうか。そもそもソーシャルワーカーたちが、黒人の置かれた社会的境遇を不正なものとして捉えていたのか、という点に疑問を感じる。

(2) ソーシャルワーカーの多くが女性であり、彼女たち自身も制度的差別の対象であった。

陳先生からのご指摘のように、アメリカ社会における制度的差別の対象は人種だけではなく、女性も制度的差別を受けていた。19世紀のヴィクトリア朝的価値観は20世紀になっても根強く、女性の社会進出を阻んできたからである。それゆえ、高学歴女性も教師や看護師やソーシャルワーカーという限定的な職業しか選択できなかった。しかし一方で、女性が1920年代から参政権を行使できたのに対して、黒人の参政権は実質的に1960年代半ばまで実現しなかった。その意味では、女性が遭遇していたのは制度的というよりはむしろ社会慣行上の差別であり、黒人が遭遇していたのは社会慣行と制度的差別の両方であったと

言える。このような不条理に対して、白人女性ソーシャルワーカーは、本当に無力であったのだろうか？黒人女性ソーシャルワーカーと共闘して、あらゆる差別撤廃に努力することもできたのではないか。しかし現実には、そうはならなかった<sup>3)</sup>。

(3) 白人至上主義によって生かされ続ける制度的人種差別は、白人ソーシャルワーカー自身が責務を負う覚悟をすべきではないか？

NASWは、本書が刊行された2020年には、過去のメンバーによる人種差別的実践について公式に謝罪することはなかった。しかし、ミネアポリスで犠牲になった、ジョージ・フロイド氏の事件をきっかけに、遅まきながらではあるが、2021年6月17日、NASWは以下のような公式謝罪を發表している。

「長く続いてきた残虐で組織的な人種差別が全国的に知られるに至り、全米ソーシャルワーカー協会(NASW)は、我々ソーシャルワーク専門職とこの協会が、すべての人に対して社会的正義を追求する使命を、これまで十分に全うしてきたとは言えないことを認める。NASWは、有色人種に対して危害を加えた政策と活動を支持してきたことを謝罪する。(中略)NASWは引き続きコミュニティで反人種差別訓練を行い、暴力を非難し、反人種差別政策への変更を提唱していくが、差別的なシステムやプログラムをソーシャルワーク専門職が何十年にもわたって支援したことも認めなければならない。」<sup>4)</sup>

その謝罪対象の具体例としてNASWは、次のように述べている。

- 革新時代に人種別のセツルメントを建設したこと
- 黒人が有権者登録を行うことを阻止したこと
- 指導的立場のソーシャルワーカーが優生学を支持したこと
- 悪名高いタスキギー梅毒実験に黒人男性を参加させるのを助けたこと<sup>5)</sup>

- アメリカ先住民の子どもを家族から引き離して寄宿学校に入れる役割を担ったこと
- 第二次世界大戦中に日系人を強制収容所に送る役割を担ったこと
- 専門職としてスタートしたときから、有色人種に対して医療、精神科治療、社会サービスの提供を限定的にし行わなかったこと

この謝罪の実効性については、今後の結果を見ていく必要があるが、アメリカ社会の根幹に今も存在する白人至上主義をどのようにソーシャルワーカーたちが克服していくのか、ようやくその端緒についたと言えるだろう。

#### 注

- 1) 例えば、古谷旬・山田史郎(2007)『権力と暴力』ミネルヴァ書房では、アメリカ社会の政治権力の安定性と多種多様な暴力紛争の二面性について分析している。
- 2) 『アラバマ物語』の原作は、Lee, Harper (1960) *To Kill a Mockingbird*. J. B. Lippincott & Co. であり、1930年代の南部で人種差別と闘う弁護士を主役に描いた小説である。
- 3) 例えば、Carlton-LaNey, Iris (1994) *The Career of Birdye Henrietta Haynes, a Pioneer Settlement Worker*. *Social Service Review* 68(2) 254-273 には、黒人ソーシャルワーカーへの差別的取り扱いが描かれている。
- 4) National Association of Social Workers (NASW) (<https://www.socialworkers.org/News/News-Releases/ID/2331/NASW-apologizes-for-racist-practices-in-American-social-work>) 2021/10/7. (筆者訳)
- 5) 米国公衆衛生局(Public Health Service: PHS)は、アラバマ州タスキギー郡とメイコン郡に住む黒人男性を対象に、本人に知らせることなく「治療をせずに放置した場合の梅毒の影響」を調べる実験を行った。1932年から40年間に渡り実施されたこの実験では、約600人が被験者とされ、1972年に事実が明るみに出るまでに少なくとも100人ほどが、梅毒が原因で死亡していた。1997年に当時のクリントン大統領が公式謝罪を行っている。